

宝塚市議会ハラスメント防止条例施行規程

(趣旨)

第1条 この規程は、宝塚市議会ハラスメント防止条例（令和8年条例第40号。以下「条例」という。）第14条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程で使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(ハラスメント相談員)

第3条 条例第6条第1項に規定するハラスメント相談員（以下単に「相談員」という。）は、議会事務局の職員をもって充てる。

2 条例第6条第2項の規定による相談（以下単に「相談」という。）は、口頭、書面、電子メールその他の適切な方法により行う。

3 相談員は、相談の内容、対応状況その他必要な事項をハラスメント相談記録簿（様式第1号。以下「記録簿」という。）に適切に記録し、保存しなければならない。

4 相談員は、記録簿を作成するに当たり必要があると認めるときは、相談を行った者（以下「相談者」という。）に対し、事情の聴取、書類、物件その他の証拠の提出等を求めることができる。

5 条例第6条第3項の規定による報告は、記録簿により行う。

(ハラスメント調査会の設置)

第4条 議長は、条例第6条第3項の規定による報告を受けたときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、条例第7条第1項に規定するハラスメント調査会（以下単に「調査会」という。）を設置する。

(1) 相談者が調査会の設置を希望しないとき。

(2) ハラスメントを行ったと相談者が思料する者（以下「行為者」という。）が既に議員の職にないとき。

(3) 報告の内容が相談に係る事実を調査するために必要な情報を明らかに欠いていると議長が認めるとき。

(4) 報告の内容が現に調査会が調査中のハラスメント事案と同一の事案に関するものであるとき。

(5) 報告の内容が既に条例第9条の規定による通知が行われたハラスメント事案と

同一の事案（当該報告の内容に当該事案の内容に係る新たな証拠等が含まれている場合における当該事案を除く。）に関するものであるとき。

（６） その他ハラスメントに起因する問題を解決するために調査会を設置することが明らかに不適當であると議長が認めるとき。

２ 議長は、調査会を設置したときは、相談者に対し、ハラスメント調査会設置決定通知書（様式第２号）により通知しなければならない。

３ 議長は、第１項各号（第１号を除く。）に該当する場合において、調査会を設置しないことを決定したときは、相談者に対し、ハラスメント調査会不設置決定通知書（様式第３号）により通知しなければならない。

（調査会の組織）

第５条 調査会は、調査員７人以内をもって組織する。

２ 調査員は、議員のうちから議長が指名する。

３ 議長は、調査員を指名するに当たっては、性別及び所属会派に偏りが生じないように配慮しなければならない。

４ 調査員の任期は、第２項の規定による指名のあった日から条例第７条第５項の規定による報告を行った日までとする。

５ 調査会に会長及び副会長を置き、調査員の互選によりこれを定める。

６ 会長は、調査会を代表し、会務を総理する。

７ 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、副会長が会長の職務を行う。

（調査会の会議）

第６条 調査会の会議は、会長が招集する。

２ 調査会は、調査員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

３ 調査会の議事は、出席した調査員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

４ 調査会は、必要があると認めるときは、調査員以外の者に会議への出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

５ 調査会は、行為者に対し、調査会に出席して弁明することができる機会を設けなければならない。

６ 調査会の会議は、非公開とする。

（調査会の意見聴取）

第7条 調査会は、条例第7条第3項の規定により弁護士等の意見を求めるときは、調査会が指名した者に対して、記録簿及び調査会が収集した調査資料その他の関連資料を提示するものとする。

2 調査会は、前項の意見聴取の過程及び意見の要旨を適切に記録し、保存しなければならない。

(調査会の事務の委託)

第8条 条例第7条第4項の規定により調査会の事務の委託を受けた弁護士等は、委託された事務に必要な範囲で、議員又は職員等に意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

2 調査会は、前項の弁護士等の事務の遂行状況について、必要に応じ、報告を求めるものとする。

3 第1項の弁護士等は、委託された事務を終えたときは、その結果を調査会に報告しなければならない。

(調査会報告書)

第9条 条例第7条第5項の規定による報告は、調査会報告書(様式第4号)により行う。

(調査会の庶務)

第10条 調査会の庶務は、議会事務局総務課で行う。

(調査結果等通知書)

第11条 条例第9条の規定による通知は、調査結果等通知書(様式第5号)により行う。

(公表に関する弁明の機会)

第12条 議長は、条例第10条第2項の規定による公表を行うに当たっては、行為者に対し、あらかじめ公表の理由及び内容を通知するとともに、条例第10条第3項の会派代表者会に出席して弁明することができる機会を設けなければならない。

(電磁的記録による作成等)

第13条 この規程に定める様式及び当該様式に添付する書面は、電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により作成し、電子情報処理組織の使用による方法により提出又は通知することができる。

(議長又は副議長の代行)

第14条 議長が行為者となった場合における第4条、第5条第2項及び第3項、第12

条、様式第 2 号、様式第 3 号並びに様式第 5 号の適用については、第 4 条、第 5 条第 2 項及び第 3 項並びに第 1 2 条中「議長」とあるのは「副議長」と、様式第 2 号、様式第 3 号及び様式第 5 号中「宝塚市議会議長」とあるのは「宝塚市議会副議長」とする。

- 2 議長及び副議長が共に行為者となった場合における第 4 条、第 5 条第 2 項及び第 3 項、第 1 2 条、様式第 2 号、様式第 3 号並びに様式第 5 号の規定の適用については、第 4 条、第 5 条第 2 項及び第 3 項並びに第 1 2 条中「議長」とあるのは「行為者に該当しない年長の議員」と、様式第 2 号、様式第 3 号及び様式第 5 号中「宝塚市議会議長」とあるのは「宝塚市議会議員」とする。

(施行の細目)

第 1 5 条 この規程に定めるもののほか、条例の施行に関し必要な事項は、別に議長が定める。

附 則

この規程は、令和 8 年 1 1 月 1 日から施行する。

様式第 1 号（第 3 条関係）

ハラスメント相談記録簿

相談員

【相談者の情報】

相 談 日 時	年 月 日 時 分 ～ 時 分 頃
相 談 方 法	面談・電話・書面・電子メール・電子申請・他（ ）
氏 名	
所 属	
被害者との関係	
連絡の可否	

【相談事案の概要】 ※事案が複数回発生している場合は、枠を複写又は別紙に記載すること。

発 生 日 時	年 月 日 時 分 頃
発 生 場 所	
被 害 者	
行 為 者	
同席者・目撃者	
行為者の言動 事案の経緯	
行為者の言動への 被害者の対応	
相談者の意向	
証拠物件等	

【被害者の現況】

身体的影響	
精神的影響	
勤務環境への影響	

【その他特記事項】 ※相談者への聴取等を継続する場合は、その旨を記載すること。

その他特記事項	
---------	--

様式第2号（第4条関係）

宝 議 総 第 号
年 月 日
(年)

ハラスメント調査会設置決定通知書

様

宝塚市議会議長

年 月 日付けで受理したハラスメントに関する相談について、ハラスメント調査会を設置することを決定しましたので、宝塚市議会ハラスメント防止条例施行規程第4条第2項の規定により通知します。

様式第3号（第4条関係）

宝 議 総 第 号
年 月 日
(年)

ハラスメント調査会不設置決定通知書

様

宝塚市議会議長

年 月 日付けで受理したハラスメントに関する相談について、ハラスメント調査会を設置しないことを決定しましたので、宝塚市議会ハラスメント防止条例施行規程第4条第3項の規定により通知します。

記

1 適用条文

宝塚市議会ハラスメント防止条例施行規程第4条第1項第 号

2 理 由

様式第4号（第9条関係）

調 査 会 報 告 書

宝塚市議会ハラスメント防止条例第7条第2項各号に掲げる事務について、その結果を同条例第7条第5項の規定により以下のとおり報告する。

1 調査、審査及び必要な措置の検討の結果

2 理 由

年 月 日
(年)

ハラスメント調査会

会 長

副 会 長

調 査 員

調 査 員

調 査 員

調 査 員

調 査 員

様式第5号 (第11条関係)

宝 議 総 第 号
年 月 日
(年)

調査結果等通知書

様

宝塚市議会議長

年 月 日付けで受理したハラスメントに関する相談について、ハラスメント調査会から調査会報告書の提出がありましたので、宝塚市議会ハラスメント防止条例第9条の規定により通知します。

記

- ## 1 相談の概要

- ## 2 調査会報告書の内容